

## R6介護報酬改定(案)に伴う地域密着型サービス等の加算の届出について

長野県健康福祉部介護支援課

令和6年度の介護報酬改定に伴い、4月1日新規指定又は変更に係る介護給付費算定に係る体制等の届出の取扱いは、以下のとおりの予定ですので、ご注意ください。

※6月1日施行サービスに係る取扱いは今後別途お示しします。

## 1 届出の対象事業者

令和6年4月1日から、新たな加算を算定する事業者、又は、現在算定中の加算を変更する事業者

## 2 届出書類

厚生労働省から示される以下の様式により事業者から届出をさせてください。

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（令和6年4月版）
- (3) 添付書類：加算算定要件の確認できる書類

## 3 県への提出期限

事業者からの届出内容を審査の上、以下の期日までに県または保健福祉事務所福祉課へ提出してください。報酬改定により県国保連合会へのデータ送付日が例月より早いため、期限厳守をお願いします。

<介護台帳システムL I GHT版導入市町村・広域連合>

- (1) 提出期限 **令和6年4月18日(木)**
- (2) 令和6年度介護報酬改定に伴う加算情報が入力されたデータ
- (3) 提出先 介護支援課サービス係

<介護台帳システムL I GHT版未導入市町村・広域連合>

- (1) 提出期限 **令和6年4月9日(火)**
- (2) 提出先書類
  - ・介護給付費算定に係る体制等に関する進達書
  - ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（写し）
  - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（令和6年4月版）（写し）
- (3) 提出先 保健福祉事務所福祉課

## 4 その他の留意事項

加算の届出がない場合、新たな加算については、「なし」/「対応不可」として取扱います。現在算定中の加算については、必ず届出を出すように指導をお願いします。